

収入
印紙

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

排出事業者 :

(以下「甲」という。)と、

処理業者 : 株式会社フジックスコンクリート

(以下「乙」という。)は、

甲の工事現場：桑名市、四日市市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、三重郡、員弁郡 内から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分について以下のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は次のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	三重県
許可の有効期限	許可証参照
事業範囲	許可証参照
許可の条件	許可証参照
許可番号	02400022109

許可都道府県・政令市	愛知県
許可の有効期限	許可証参照
事業範囲	許可証参照
許可の条件	許可証参照
許可番号	02300022109

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市	愛知県
許可の有効期限	許可証参照
事業区分	許可証参照
産業廃棄物の種類	許可証参照
許可の条件	許可証参照
許可番号	02320022109

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

収集・運搬・処分に関する種類、数量
種類
汚泥(生コン)
数量
0.4m ³ 前後／回

種類	コンクリートくず
数量	

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物は非輸入物とする。

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：株式会社フジックスコンクリート

所在地：養生施設：愛知県弥富市東末広八丁目24番
破碎施設：愛知県弥富市東末広九丁目38番地1

処分の方法：養生・破碎

施設の処理能力：養生 4.2m³/日・破碎 480t/日

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分は、コンクリート再生碎石RC-40とし建設業者等に売却する。

6 (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

甲は、必要に応じ、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を予め書面をもって乙に提供しなければならない。

第4条（甲乙の責任範囲）

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。
但し、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価(税抜)に基づき算出する。
- 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。
当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために、甲、乙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙は写しを保管する。（なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する）

年 月 日

甲

印

乙 愛知県弥富市東末広九丁目38番地1

株式会社フジックスコンクリート

代表取締役 藤井健治

印

毎度格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書をA3用紙両面印刷

していただき、見本を参考に御社にて契約書内、甲の欄に社名および捺印をお願いいたします。

署名・捺印後、お手数ですが弊社宛までご返送いただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

愛知県弥富市東末広9丁目38-1
(株)フジックスコンクリート

収入印紙
200円
お願いします。

割印

収入印紙
見本印
本政府
200

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

排出事業者 : **社名** (以下「甲」という。) と、
処分業者 : 株式会社フジックスコンクリート (以下「乙」という。) は、
甲の工事現場 : 桑名市、四日市市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、三重郡、員弁郡 内から
排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して以下のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)
1 (乙の事業範囲)
乙の事業範囲は次のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲	許可都道府県・政令市 : 愛知県
許可の有効期限 : 許可証参照	許可の有効期限 : 許可証参照
事業範囲 : 許可証参照	事業範囲 : 許可証参照
許可の条件 : 許可証参照	許可の条件 : 許可証参照
許可番号 : 02400022109	許可番号 : 02300022109

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。
収集・運搬・処分に関する種類、数量及び委託単価

種類 : 汚泥(生コン)	種類 : コンクリートくず
数量 : 0.4m ³ 前後/回	数量 :

3 (輸入廃棄物の有・無)
甲が、乙に委託する産業廃棄物は非輸入物とする。

4 (処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称 : 株式会社フジックスコンクリート
所在地 : 愛知県弥富市東末広9丁目38番地の1
処分の方法 : 養生・破碎
施設の処理能力 : 養生 4.2m³/日・破碎 480t/日

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分は、コンクリート再生砕石RC-40とし建設業者等に売却する。

6 (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

甲は、特殊材料を産業廃棄物に入れる場合、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を予め書面をもって乙に提供しなければならない。

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。
但し、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。
当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
 - 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

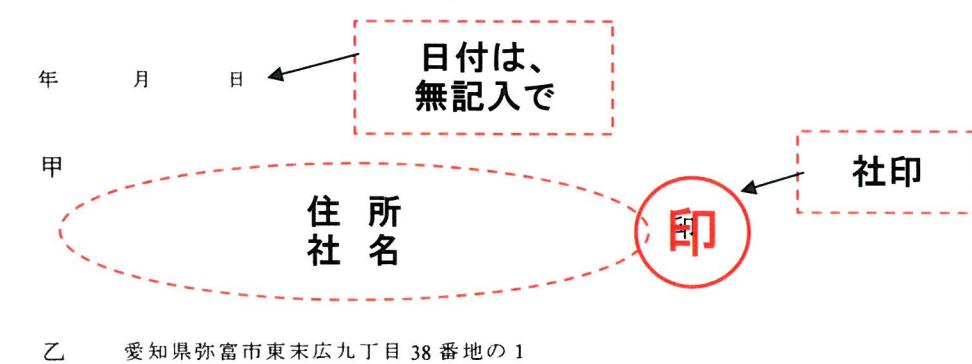
第13条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条 (契約の有効期間)

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。



乙 愛知県弥富市東末広九丁目38番地の1

株式会社フジックスコンクリート

印